

# 会員規約

ASB ボクシングクラブ会員規約

2012年4月1日 制定・施行

2017年2月1日 改定

本規約は ASB ボクシングクラブ(以下「クラブ」といいます)の会員等に関する事項を定めるものです。

(以下「本規約」といいます)

当クラブは、楽しく体を動かしながらの体力作りを目的とします。

## 第1章 会員・入会

- ・当クラブが定める手続きにより入会を申し込み、当クラブが適性と認めた方を会員とします。
- ・入会希望者は、本規約及びその他当クラブが定める規則を承諾のうえで入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその規則を承認したものとみなします。
- ・当クラブは、入会申し込みがあった後、必要な審査、手続きを経て、入会を承認します。また、不承認の場合であっても上記の審査手続きの内容及び結果につき、入会希望者に一切開示しません。入会希望者は上記の不承認、または審査・手続きの内容及び結果等について、如何なる法的手続きを通じても争わないものとします。
- ・以下の方々は当クラブに入会できません。
  - 心臓・頭部・神経等に疾患のある方。但し軽微な疾患の方で医師が許可する方については除きます。
  - 目立つ刺青(外ウー)のある方。
  - 暴力団、極右、極左の構成員若しくはその関係者若しくはその他反社会勢力(以下「反社会勢力等」といいます。)に関係のある方、過去に反社会勢力に関係があった方。
- ・注意すべき持病が有る方は、当クラブへの申し込み前に申し出て下さい。
- ・未成年者の入会に際しては、保護者の同意が必要になります。

## 第2章 当クラブの利用

- ・会員は、自己の責任において、自らの健康を管理して、良好な健康状態で、練習参加等当クラブの利用をしてください。
- ・当クラブ内では、マสบクシング又はスパーリングは、所属トレーナーの事前承諾及び指揮監督が無ければ行うことが出来ません。
- ・当クラブ内並びに当クラブに入居する建物内は禁煙区域とします。
- ・飲酒、体調不良等、正常ではない状態で当クラブを利用してはならないものとします。
- ・練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当クラブの利用後は毎回必ず持ち帰るものとします。
- ・会員は、当クラブを利用する際に、必ず入会の際に発行した会員証を持参してください。提示を求める場合があります。

## 第3章 入会金・月謝の支払等

- ・当クラブへの入会申し込みの際に、会員は、入会した当日に最初の1ヶ月分の月謝を現金で支払うものとします。
- ・入会日が月の途中の場合、当月の月謝は日割り計算を行った月謝となります。但し、正確な日割りをしません(15日までは規定額)。よって、入会当月の月謝はクラブの使用開始日から月の末日までに対応するおおよその月謝となります。
- ・月謝の支払いは、会員が当ジムへ口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月27日(休日の場合は翌営業日)に当月分として引き落としとなります。但し、口座振替依頼書の提出日が前月の16日以降(例:5月分の引き落としを開始するためには4月15日までに提出)で、月謝の引き落とし登録が間に合わない場合、会員は当月末までに翌月会費を現金で当クラブに支払うものとします。
- ・会員の指定口座の残高不足又はその他不備等により上記引き落としができなかったときは、当月末までに現金で当ジムに支払うものとします。またその際に手数料の300円がかかります。
- ・月謝の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。

## 第4章 退会・休会

- ・会員が当クラブを退会する場合、それら事情の発生する前月14日までに当クラブにお越しいただき、所定の書面をもって申し出るものとします。また、その際に当クラブに会員証を返却し、当クラブの発行する退会証明書を必ず受け取るものとします。
- ・会員が当クラブを休会する場合、それら事情の発生する前月14日までに当クラブにお越しいただき、所定の書面をもって申し出るものとします(休会は最大三ヶ月までとします)。また、当クラブの発行する休会証明書を必ず受け取り、復会の際には必ずその証明書を提出することとします。
- ・退会、休会になる場合、会員がそれら事情の発生する前月14日までに申し出をしなかったことによる不利益は、全て会員が負担し、よって当クラブに請求できないものとします。

- ・退会、休会の正式な手続きがされていない場合、当クラブを利用することがなくても、月謝を支払うものとします。尚、退会、休会の申し出に未払い月謝等があった場合、未払い分の全額納入が確認された時点で退会、休会の手続きを行なうこととします。
- ・現金支払い又は銀行口座引き落とし等により入金または月謝等の名目で当ジムに支払われた金員は、原則として返金されません。また、他の支払いへの充当(相殺)をすることもできません。

## 第5章 当クラブの責任

- ・会員がスパーリング又はスパーリング大会(スパーリング・リードボクシング・リアルマスボクシング)に参加、または行われた場合に起きた事件・事故・怪我等については、当クラブは一切責任を負いません。よって、会員は当クラブに対し、上記各事件・事故・怪我について損害・損失(治療費、慰謝料、損失補償等を含みますが、これらに限りません)の賠償その他の法的請求をすることができません。その為、自己責任の範囲内で行うものとし頭部CT又はMRI検査、スポーツ安全保険の加入をお勧めします。
- ・当クラブ内外で起きた(練習中に限られません)ケガ、けんか、盗難等の事件・事故については、当クラブは一切の責任を負いません。よって、会員は当クラブに対し、上記各事件・事故について損害・損失(治療費、慰謝料、損失補償等を含みますが、これらに限りません)の賠償その他の法的請求をすることができません。
- ・会員が当クラブの諸施設を利用中、当核会員の責(せめ)に帰すべき事由により当クラブまたは第三者に損害を与えたときは、当核会員が当核損害に関して賠償する義務を負います。
- ・会員が、当クラブの設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は、当クラブに対し、補修・取替の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- ・会員の作為若しくは不作为に基づき又はこれらに関して、当クラブが何らかの損失又は損害(第三者との間の紛争に関して支払った損害金、損失金を含みますが、これらに限られません)を被った場合、その会員は当クラブに対し損害及び損失を賠償するものとします。

## 第6章 利用停止・除名・閉鎖

- ・会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、当クラブの利用の一時停止又は除名をさせていただきます。

  1. 当クラブの設備又は備品を故意または重大な過失により毀損又は紛失させた場合。
  2. 本規約又はその他の規則に違反した場合。
  3. 当クラブの名誉・信用を毀損し、秩序を乱した場合。
  4. その他会員として品位を損なうと当クラブが認める非行があった場合。
  5. 心臓・頭部・神経等に疾患があることが判明した場合。但し、軽微な疾患の方で医師が許可する場合は除きます。
  6. 反社会勢力等により当クラブの会員の円滑な施設利用に支障を来す等、当クラブが不適当と認めた場合。

- ・次の事由により当クラブの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することがあります。この場合、当クラブは、会員に対し、補償等は一切負担しません。

  1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当クラブの業務遂行に支障があるとき。
  2. 当クラブ又は当クラブの入居する建物の施設の改造または補修工事の実施のとき。
  3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 第7章 その他

- ・当クラブに登録している住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先が変更になった場合は速やかに当クラブに変更を届け出る事とします。
- ・前項の場合において、変更を届け出なかったことによる不利益は全て会員が負担するものとします。
- ・本規約又はその他規則は、会員の了承または会員への通知なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員はこれを予め承諾したものとします。  
本規約又はその他規則の追加、削除または変更は、それらが当クラブ内掲示板又は、インターネット上のWEBサイトに公開された時点で効力が発生するものとします。
- ・当クラブは、会員の個人情報を当クラブの運営目的以外で利用せず、会員からの書面(インターネット上のWEBサイトの画面を含みます。)により直接個人情報を収集する場合には、法令により例外とされる場合を除きその都度予め利用目的を明示いたします。
- ・当クラブは会員の個人情報を会員の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は提供しません。
- ・会員は、自己が当クラブに提供した個人情報が正確であることを保証します。当クラブは、当核情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

以上

ASB ボクシングクラブ横浜  
〒220-0073  
神奈川県横浜市西区岡野 2-1-5 TC.com 3F  
TEL 045-515-3559